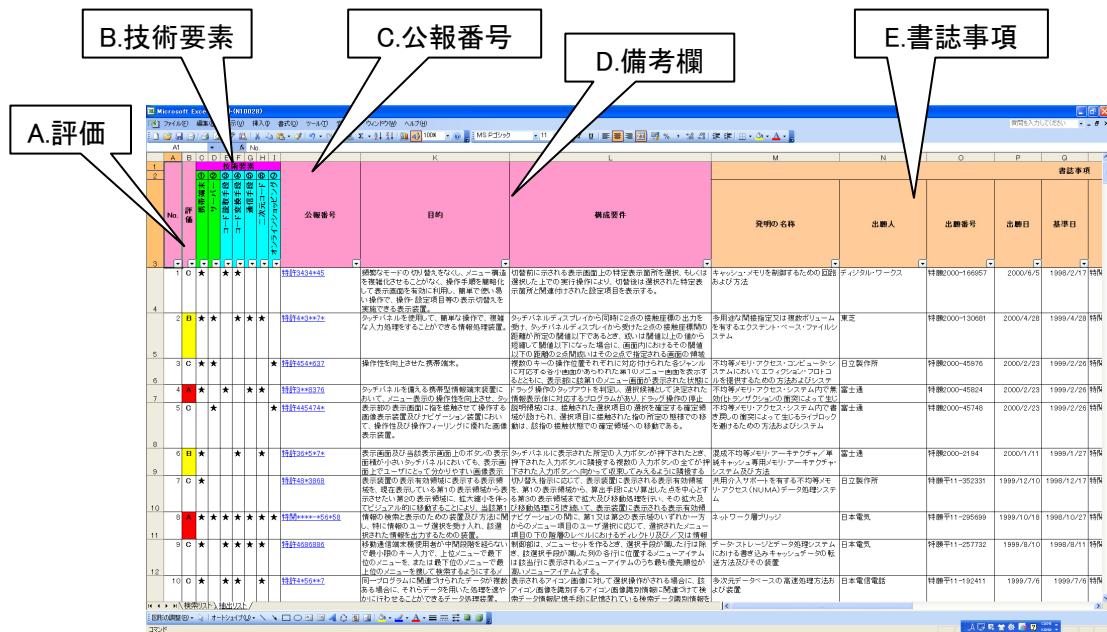


クリアランス調査報告書サンプル

1. 対比表の概要



A. 評価

技術要素(貴社製品を構成毎に表現)と、抽出した特許文献の請求の範囲と、を対比し関連度を3~5段階程度で評価した結果を記載します。

- * 注意：評価につきましては、一調査員のコメントであり、最終的な判断ではありません。このような判断が必要な場合、別途弁理士の鑑定が必要であることをご了承下さい。

B. 技術要素

技術要素と、請求項とを対比し、該当する技術要素にフラグを立てます。

C. 公報番号

登録優先で公報の電子データ(PDF)を取り寄せ、該当の公報番号をクリックすると公報が開くようにハイパークリンクします。

D. 備考欄

適宜コメントを記載します。尚、クリアランス調査の場合は、発明の目的、請求項中の特に重要な構成要件を抜粋するようにしています。

D. 書誌事項

書誌事項は、発明の名称、出願人、番号、日付等からなり、必要に応じて様々なものをエクセル上に展開できます。

2. 対比表の利用方法

エクセルのフィルタの機能を用いることで、必要な特許を簡単にフィルタすることができます。

The diagram illustrates the use of Excel filters to compare patent data across three screens:

- Top Screen:** Shows a table with columns for Technical Elements (技術要素) and Evaluation (評価). A large blue arrow labeled "評価 A でフィルタ" (Filter by Evaluation A) points from this screen to the middle screen.
- Middle Screen:** Shows the same table after filtering by Evaluation A. Only rows where Evaluation A is marked with a star are displayed. A large blue arrow labeled "技術要素①, ②, ⑥ でフィルタ" (Filter by Technical Elements ①, ②, ⑥) points from this screen to the bottom screen.
- Bottom Screen:** Shows the table after further filtering by Technical Elements ①, ②, ⑥. Only rows corresponding to these technical elements are displayed.

	No.	評価	技術要素	公報番号
3	A ★ ★	★ ★	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	特許3434*45
4	B ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	特許4*3**7*
5	C ★ ★	★	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	特許454*637
6	D ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	特許3**8376
7	E ★	★	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	特許445474*
8	F ★ ★	★ ★	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	特許36*5*7*

効果

- 技術要素毎に対比することで、上位概念でクレームされた権利範囲の広い特許を漏れなく抽出することができる。
- ご依頼時に関連度の低いものでも、製品・サービスのバージョンアップする時等にデータベースとして用いることができます。

3. 報告書

解析した結果、最も関連すると思われる特許について、報告書にて説明いたします。

報告書には、公報を全文読まなくても理解できるようにしています。具体的には、「発明の目的・効果」、「請求項」、「請求項を理解する上で必要な本文中の記載」、「代表図」、「コメント」からなります。

目的をまず読むことで、
請求項の理解が容易になります。

No. 25: 特許第480**57号

目的・効果等:

「これら問題点に鑑み、広告主の希望する広告を携帯電話端末などの携帯端末に表示可能であると共に、広告主が表示させたい広告店舗等の位置と利用者の所在地との位置関係を同一画面上に表示可能な地図情報を表示させることができる広告を提供する。」

請求項中の分かりづらい部分の解説として、詳細な説明の部分を抜粋します。

簡単なコメントを記載します。

重要な部分を網掛太字でマーキングします。

異なる部分を下線でマーキングします。

代表図を抜粋します。

請求項1:
「予め定める所在地に掲示され、広告主の所在地を特定する広告主情報及び広告の所在地を特定する所在地情報を含む二次元コードを広告面上に有し、携帯端末が二次元コードを取得することで所定のWebページへ接続し前記広告主情報及び前記所在地情報を送信可能となる広告と。」

前記二次元コードを取得して接続要求がなされた携帯端末からネットワークを経由して広告主情報及び所在地情報を取得すると共に、前記二次元コードの広告主情報によって特定される所定のWebページを生成可能なWebページ生成手段を有し、生成したWebページを携帯端末へ送信して表示させるWebサーバと、

Webサーバと通信可能であり、Webサーバから受領する広告主情報及び所在地情報により特定される広告主所在地及び現在所在地を含む地図の範囲を特定する地図範囲特定手段を有し、地図データが格納される地図サーバから地図範囲特定手段により特定された範囲の地図を切り出し携帯端末にて表示可能な地図情報を生成する地図作成手段を有し、生成した地図情報をWebサーバへ送信する処理サーバと、

を備え、

Webサーバは、複数の処理形態のうち広告主情報に対応づけて記憶部に記憶されている処理パターン情報に応じた処理を行い、

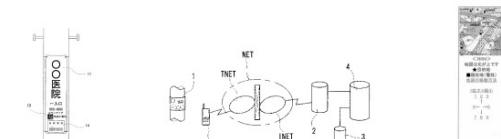
前記複数の処理形態には、広告主情報によって特定される1の店舗の位置を前記地図情報に表示する第1広告処理形態と、広告主情報によって特定される複数の店舗のうち携帯端末で選択された店舗を前記地図情報に表示する第2広告処理形態と、複数の店舗を前記地図情報に表示する第3広告処理形態との少なくともいずれかが含まれ、

Webサーバは、処理サーバで生成された地図情報を携帯端末へ送信し携帯端末に該地図情報を表示させることができます。」

尚、段落【0052】には、

「ただし、表示画面生成ステップS3-4によって地図表示をするように選択フィールドBが選択されると、表示される地図には、広告主情報に間違づけられて記憶されている複数の店舗位置が広告所在地(現在位置)と共に表示されることとなる。」

と記載されております。



コメント:特許第480**57号公報の請求項1の内容は、技術要素(A)-(D)に関連すると思われます。但し、「複数の店舗を表示する」等の付加された構成要件を具备しており、この付加された構成要件を具体的に実施された場合にのみ注意が必要です。

当該特許第480**57号は、平成14年2月15日付で登録され、10年分の年金納付済みで現在権利存続中です。

4. 報告書の注意点

- 本報告書のサンプルは、適宜修正されることがございますので、その点はご了承下さい。
- 評価、コメント等は、一調査員の視点からのもので、最終的な判断ではございません。最終的な判断が必要な場合は、別途弁理士の鑑定が必要なことをご了承下さい。